受領　令和８年９月 29 日　８時 05 分	通告番号 (14) 1/5

令和８年９月 29 日

読谷村議会
議長　比　嘉　幸　雄　　殿

読谷村議会議員
與那覇　沙　姫　印

一 般 質 問 通 告 書

第 555 回読谷村議会定例会において次の事項の質問をしたいので、会議規則第 61 条第２項の規定により通告いたします。

質　問　要　旨	答弁を求める者
１　現行の「読谷村ゆたさむらビジョン」は、読谷村自治基本条例第15条第２項に基づき策定された、2018年度から2027年度までの10年間の基本構想です。計画では、「平和・環境」「文化・健康」「自立・共生」を基本理念とし、子ども・子育て、地域福祉、健康、産業、住民自治、人権、男女共同参画、基地問題など、村政全体に関わる方向性を示しています。だからこそ、計画期間の終了を前に第６次総合計画に、こども・若者・声の届きにくい人の声を拾い、現在の住民ニーズや社会変革に合わせた基本構想をつくることが必要です。 （１）第６次総合計画の策定時期、計画期間、策定体制及び今後のスケジュールを伺う （２）第６次総合計画の策定に向け、村は18歳以上の村民3,000人を無作為抽出してアンケートを実施しています。しかし、この調査では、計画期間の10年間を生きる子どもたちの声を直接聴くことはできません。こども家庭庁が示す、子ども・若者の意見を聴き政策に反映するための方法や留意点も踏まえ、子ども・若者の声をどのように聴き、第６次総合計画に反映していくのか伺う （３）高齢者やひとり親家庭など、同じ属性であっても、暮らしに困難を抱える人と、そうでない人がいます。村民を一括りにしたアンケートだけでは、貧困や孤立、介護、住まいなどの課題や、自ら声を上げにくい人の実情を十分に把握できません。不登校の子どもと保護者、ヤングケアラー、障がいのある人や医療的ケア児の家族、車を利用できない人、ケア労働者や会計年度任用職員、農業・漁業・工芸の担い手などについても、それぞれの置かれた状況を想定し声を聴く必要があります。村は、アンケート以外も、どのような方法で実情や意見を把握し、第６次総合計画の具体的な施策に反映していくのか伺う	

質　問　要　旨	答弁を求める者
２　住まいに困る人と、使われていない空き家を、村の仕組みでつなぐことについて 住まいは、仕事・子育て・健康を支える生活の土台であり、憲法と国際人権規約が保障する人権です。本村には住まいに困る人がいます。６月議会で村は、セーフティネット住宅の登録を促しつつ、家賃低廉化補助事業を早期に実現することが先だと答弁されました。村内賃貸物件の賃借料の確認も「現在行っている」とのことでした。村長からは「困っている人には行政は手立てをする必要がある」との答弁をいただきました。 一方、公営住宅には建て替え計画がなく、長寿命化で延命する方針です。公営住宅の戸数は当面増えません。公営住宅を増やさないのであれば、民間賃貸住宅を活用する家賃低廉化補助のほかに受け皿はありません。使われていない住まいもあります。村は令和５年度に575万3,000円をかけて空家等実態把握調査を行い、空き家と推定される建物66件を確認しました。2023年12月施行の改正空家法では、放置すれば特定空家等になるおそれのある建物が「管理不全空家等」とされ、勧告を受けると固定資産税の住宅用地特例が外れます。特定空家等は最終的に行政代執行で除却され、費用は所有者に請求されます。しかし、所有者に責任とリスクを伝えるだけでは解決しません。相続や登記、家財処分、改修、賃貸などを早い段階で相談し、方針を決められる仕組みが必要です。制度はすでに整っています。国は令和７年10月に改正住宅セーフティネット法を施行しました。沖縄県は令和６年８月に家賃低廉化補助の補助金交付要綱を定め、近隣の北谷町は令和７年11月から告示で事業を実施しています。 改正空家法では、所有者への相談や空き家の管理・活用、マッチングを担う「空家等管理活用支援法人」の制度も創設されました。住まいに困る人と、使われていない空き家。この二つを村の仕組みでつなぐことを求め、以下を伺います。 （１）家賃低廉化補助事業について伺います。県の要綱では、国が２分の１、県が残りの２分の１を１戸あたり月5,000円まで補助します。北谷町のように補助の上限を月２万円とすれば、村の負担は４分の１、５戸で年間の総事業費120万円のうち村の負担は30万円です。村はこの事業に取り組みますか。取り組む場合、県要綱第４条が求める村の交付要綱、事業計画、予算要求のスケジュールと、令和９年度当初予算に計上する考えについて （２）令和５年度調査で把握した66件について、現在も空き家である件数、所有者を把握できている件数、所有者へ連絡した件数、売却・賃貸・管理・改修・除却につながった件数、住宅として活用可能な件数を伺う （３）管理不全空家等と特定空家等の違い、住宅用地特例が外れる条件、行政代執行の費用負担について、村民への周知はどう行っていますか。固定資産税の納税通知書、死亡や相続の手続窓口、66件の所有者への個別通知など、直接届	

質　問　要　旨	答弁を求める者
く方法で周知する考えと、相続から解体までを一括して相談できるワンストップ窓口を設置について （４）空家等管理活用支援法人について、指定方針や審査基準を定めて公募で指定する考え、適切な法人がない場合に宅建・司法書士・建築士・居住支援法人などが連携する担い手づくりを支援する考え、国の空き家対策総合支援事業の活用も含め、具体的な検討時期を伺います。あわせて、空き家をセーフティネット専用住宅や居住サポート住宅に改修する国の補助を活用し、居住支援法人と連携して空き家を住まいの受け皿にすることについて	
３　障がい児等の人数と保育ニーズの把握について ７月に資料請求した、村立・認可保育所の０歳児～２歳児の在籍児童数・利用定員・クラス担任・フリー・補助・雇用形態別内訳・保育士資格の有無の回答書より、以下の質問をします （１）村立保育所に至って、令和８年度０歳児の受け入れが行われていない理由について （２）認可保育園での障がい児の受け入れが一人もいないことの理由について （３）０歳から５歳児までの子どものうち、身体障害者手帳、療育手帳、特別児童扶養手当、医師の診断書などがある数を伺う	
４　村は令和８年度、こども未来基金から６団体に計290万円の助成を決定しました。食事、発達支援、学習支援、体験活動など、それぞれに強みがあります。子どもの育ちを支えたい、経験豊かな大人が村にいることは、大切な社会資源です。月に数回の活動にも価値がありますが、それだけでは、子どもが必要なときに行ける場所にはなりません。特に生活上の困難を抱える子どもを支える仕事を、運営者の善意や無報酬の労働に委ね続けることがあってはいけません。早急に整備を求めます。 （１）居場所の運営者から、保護者との連携が難しい場合でも、子どもの願いを保護者と一緒にかなえようと関わり続けた結果、子どもの喜ぶ姿を保護者と共有できた、という話を聞きました。団体は悩みながらも、子どもの声を聴き、保護者に寄り添う経験を積んでいます。こうした信頼関係と専門性は、短期間でつくれるものではありません。村は、居場所で育ってきた人材と団体を、地域の大切な資源としてどう評価していますか。運営者が生活のために活動を断念したり、スタッフを手放したりしないよう、子どもや保護者を支える人を支える仕組みづくについて	

質　問　要　旨	答弁を求める者
（２）読谷中学校区に、児童館やユースセンターの機能を備えた、継続的に開く拠点が必要だと考えますか。設置する方針があるのか、いつ判断するのかを伺います。設置しない方針なら、その理由と、子どもが毎日頼れる場所を確保する代替策をお答えください （３）子どもが安心して遊び、休み、必要なときに個別に話せるには、活動に見合う広さと空間が必要です。同時に、スタッフにも、準備や相談対応を行い、休息を取れる働く環境が必要です。村は現在の居場所について、利用人数に対する広さ、個別に話せる場所、スタッフの作業・休憩場所を把握していますか。子どもとスタッフ双方の声を聴いて必要な施設環境と費用を調べ、令和９年度の拠点整備・予算に反映することについて	
５　人権やハラスメントの問題は、個人の性格や相性、優しさ、思いやりだけで解決できるものではありません。組織の中にある立場の違い、権限、性別、年齢、雇用形態、障がいの有無などによって、意見の伝わり方や評価、発言のしやすさには差が生じます。そのため、人権侵害やハラスメントを一部の個人の問題として捉えるのではなく、組織や社会の構造に関わる課題として理解する必要があります。静岡市では、職員が人権に関する知識と人権感覚を身につけ、窓口対応、広報、採用、制度設計などの日常業務に生かすため、「静岡市職員のための人権ハンドブック」を作成しています。同ハンドブックでは、人権を単なる優しさや思いやりではなく、人が生まれながらに持つ具体的な権利として捉えています。また、マジョリティとマイノリティ、平等と公平、無意識の偏見、マイクロアグレッション、当事者の意思の尊重などを、職員が具体的に学べる内容となっています。本村では、議員と職員が共通の人権理解を持ち、日々の行政運営に生かすための継続的な研修と、本村独自の「議員と職員のための人権ハンドブック」の策定を求めます （１）アンコンシャス・バイアス、マイクロアグレッション、マジョリティとマイノリティ、形式的平等と実質的平等について学ぶ機会は設けられているのか （２）窓口対応、広報物、採用面接、政策・制度設計など、日常業務を人権の視点から点検する共通基準はあるか。また、ない場合は導入する必要性について （３）人権に関する研修を、希望者や一部の担当者だけでなく、管理職、正規職員、会計年度任用職員を含むすべての職員を対象に行っているか伺う （４）人権ハンドブックは、本村の基本構想であるゆたさむらビジョンは「平和・環境」「文化・健康」「自立・共生」を基本理念とし政策を進め、読谷村の憲法である自治基本条例にも重なり、私たちのような村民の奉仕者は、人権尊重の視点を踏まえた業務・差別やハラスメントに対する	

質　問　要　旨	答弁を求める者
適切な対応・村民の人権を守ろうとする意識・意欲・態度・人権に関する知的理解 人権感覚が必要だと考えている。村長に策定意欲について伺う	